

する。

第二條厚生事務官の部中「専任二人」を「専任五人」に改める。

第五條 公衆衛生院官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「専任四人」を「専任七人」に改める。

第六條 人口問題研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「専任二人」を「専任五人」に改める。

第七條 検疫所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「専任二十七人」を「専任四十二人」に改める。

第八條 国立染毒研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「専任三人」を「専任六人」に改める。

第九條 予防衛生研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「専任十人」を「専任十三人」に改める。

附則  
この政令は、公布の日から、これを施行する。

生活保護法並に施行令等の公布  
政府は現下の社會經濟情勢に鑑み、民主々義的な社會福祉を増進するため、昭和二十一年九月七日附を以て生活保護法を公布し、同年十月一日より施行すること

となり、夫々、同年九月十九日附で同法施行令 九月二十日附で同令施行規則を公布した。

生活保護法 (昭和二十一年九月七日) 法律 第十七號

第一章 總 則

第一條 この法律は、生活の保護を要する状態にある者の生活を、國が差別的又は優先的な取扱をなすこととなく平等に保護して、社會の福祉を増進することを目的とする。

第二條 左の各號の一に該当する者には、この法律による保護は、これをなさない。

一 能力があるにもかかわらず、勤勞の意思のない者、勤勞を怠る者その他生計の維持に努めない者

二 素行不良な者

第三條 扶養義務者が扶養をなし得る者には、急迫した事情がある場合を除いては、この法律による保護は、これをなさない。

第二章 保護機關  
第四條 保護は、保護を受ける者の居住地の市町村長(東京都の區のある區域においては東京都長官とする。以下同じ)、居住地がないか、又は明かでないときは、現在地の市町村長が行ふ。

第五條 民生委員令による民生委員は、命令の定めるところにより、保護事務に關して市町村長を補助する。

第三章 保護施設

第六條 この法律において保護施設とは、この法律による保護を目的とする施設又はこの法律による保護を受ける者の援護のために必要な施設をいふ。

前項の援護とは、宿所の提供その他この法律による保護を全うするため必要な事項で命令をもつて定めるものをいふ。

第七條 市町村が保護施設を設置しようとするときは、その設備について、地方長官の認可を受けなければならない。

市町村以外の者(都道府縣を除く。以下同じ。)が保護施設を設置しようとするときは、地方長官の認可を受けなければならない。

第八條 前條第二項の規定により設置した保護施設は、市町村長が保護又は援護のため行ふ委託を拒むことができない。

第九條 この法律で定めるものの外、保護施設の設置、管理、廢止その他保護施設に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 保護の種類、程度及び方法  
第十條 保護は、生活に必要な限度を超えることができない。

第十一條 保護の種類は、左の通りである。

- 一 生活扶助
- 二 醫療
- 三 助産
- 四 生業扶助
- 五 葬祭扶助

前項各號の保護の程度及び方法は、勅令でこれを定める。

第十二條 市町村長は、必要と認めるときは、保護を受ける者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は私人の家庭若しくは適當な施設に收容を委

託することができる。

第十三條 市町村長は、保護を受ける者の親権者又は後見人がその権利を適切に行はない場合は、その異議があつても、前條の規定による處分をなすことができる。

第十四條 保護施設の長は、命令の定めるところにより、その施設に收容された者に對して、適當な作業を行はせることができる。

第十五條 第十二條の規定により收容され、又は收容を委託された未成年者について、親権者及び後見人の職務を行ふ者がないときは、市町村長又はその指定した者が、命令の定めるところにより、後見人の職務を行ふ。

第十六條 市町村長は保護を受ける者に對して、勤務その他生計の維持に必要なことに關して指示をなすことができる。

第十七條 保護を受ける者が死亡した場合は、命令の定めるところにより、葬祭を行ふ者に對して、葬祭費を給することができる。

保護をうける者が死亡した場合に、葬祭を行ふ者がないときは、保護をなした市町村長が、葬祭を行はなければならない。

#### 第五章 保護費

第十八條 保護を受ける者が同一の市町村に一箇年以上引續いて居住する者であるときは、保護に要する費用は、その居住地の市町村の負擔とする。

保護を受ける者が東京都の區のある區域に居住する者であるときは、保護に要する費用は、東京都の負擔とする。

第十九條 保護を受ける者が左の各號の一に該當する者であるときは、その居住期間が一箇年に満たない場合においても、保護に要する費用は、その居住地の市町村の負擔とする。

一 夫婦の一方が居住一箇年以上であるとき、同居の他の一方

二 父母その他の直系尊屬が居住一箇年以上であるとき、同居の子その他の直系卑屬

三 子その他の直系卑屬が居住一箇年以上であるとき、同居の父母その他の直系尊屬

第二十條 第十八條第一項及び前條に規定する期間の計算については、命令の定めるところによる。

第二十一條 保護に要する費用が第十八條第一項及び第十九條の規定により市町村の負擔とならない場合は、その費用は、保護を受ける者の居住地の都道府縣の負擔とする。

保護を受ける者の居住地がないか、又は明かでないときは、保護に要する費用は、その者の現住地の都道府縣の負擔とする。

第二十二條 第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭に要する費用の負擔に關しては、第十八條乃至前條の規定を準用する。

第二十三條 第五條の規定により民生委員が職務を行ふため必要な費用は、市町村（東京都の區のある區域に置かれる民生委員については東京都とする。）の負擔とする。

第二十四條 都道府縣が設置した保護施設及び第七條の規定により市町村又は市町村以外の者が設置した保護施設の事務費は、命令の定めるところにより、

第十八條、第十九條及び第二十一條の規定によりその施設で保護又は援護を受ける者の保護に要する費用を負擔する市町村又は都道府縣がこれを負擔する。

第二十五條 第二十一條及び第二十二條の規定により

都道府縣が負擔する費用は、保護を行つた地の市町村が、一時これを繰替支辨しなければならない。

第二十六條 都道府縣は、命令の定めるところにより、第七條第二項の規定により市町村以外の者が設置した保護施設の設備に要する費用に對して、その

四分の三を補助しなければならない。

第二十七條 都道府縣は、命令の定めるところにより、左の費用に對して、その四分の一を補助しなければならない。

一 第二十三條の規定により市町村が負擔した費用

二 第七條第一項の規定により市町村が設置した保護施設の設備に要する費用

第二十八條 都道府縣は、命令の定めるところにより、第十八條第一項、第十九條、第二十二條及び第二十四條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しなければならない。

第二十九條 國庫は、命令の定めるところにより、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條及び第二十四條の規定により市町村又は都道府縣が負擔した費用に對して、その十分の八を補助する。

第三十條 國庫は、命令の定めるところにより、第二十六條の規定により都道府縣が負擔した費用に對して、その三分の二を補助する。

第三十一條 國庫は、命令の定めるところにより、左

の費用に對して、その二分の一を補助する。

一 第二十三條の規定により市町村又は東京都が負擔した費用

二 都道府縣が設置した保護施設及び第七條第一項の規定により市町村が設置した保護施設の設備に要する費用

第三十二條 保護を受ける者に資力があるにもかかわらず保護をなしたときは、保護に要する費用を負担した市町村又は都道府縣は、その費用の全部又は一部を徴收することができる。

第三十三條 保護を受けた者が保護に要した費用を償する資力を有するやうになつたときは、保護の費用を負担した市町村又は都道府縣は、保護を廢止した日から五箇年以内、その費用の全部又は一部の償還を命ずることができる。

第三十四條 保護を受ける者に對して民法により扶養の義務を履行しなければならぬ者があるときは、その義務の範囲内において、保護に要する費用を負担した市町村又は都道府縣は、その費用の全部又は一部をその者から徴收することができる。

前項の規定による費用の徴收に關して争があるときは、民事訴訟による。

第三十五條 保護を受ける者が死亡したときは、市町村長は、命令の定めるところにより、遺留の金銭を保護に要した費用、第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭に要した費用に充て、なほ足りないときは、遺留した物品を賣却して、これに充てることができる。

第六章 雜 則

第三十六條 保護を受ける者が左の各號の一に該當するときは、市町村長は、保護をなさないことができる。

一 この法律又はこの法律に基いて發する命令により市町村長又は保護施設の長がなした處分又は指示に従はないとき

二 正當な理由がなく保護に關する檢診又は調査を拒んだとき

第三十七條 第七條第二項の規定により設置した保護施設が、この法律若しくはこの法律に基いて發する命令又はこれに基いてなす處分に違反したとき、地方官は、同項の認可を取り消すことができる。

第三十八條 この法律により給與を受けた保護金品を標準として、租税その他の公課を課することができる。

第三十九條 この法律による保護金品は、既に給與を受けたものであるとないにかかはらず、これを差し押へることができる。

第四十條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の建物及び土地に對しては、有料で使用させるものを除いては、租税その他の公課を課することができる。

一 主として保護施設のために使ふ建物  
二 前號の建物の敷地その他主として保護施設のために使ふ土地

第四十一條 詐偽その他不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者は、六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 この法律中町村に關する規定は、町村制

を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者にこれを適用する。

附 則

第四十三條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第四十四條 救護法、軍事扶助法、母子保護法、醫療保護法及び戰時災害保護法は、これを廢止する。

第四十五條 救護法第七條若しくは母子保護法第九條第二項の規定により設置した施設又は醫療保護法第六條の規定により經營する施設（都道府縣の施設を除く。）で、この法律施行の際現に存するものは、この法律施行の日から二箇月間を限り、第七條の規定による認可を受けなくても、同條の認可を受けた保護施設とみなす。

前項の施設の設置者が同項の期間内に第七條の認可を申請した場合において、その申請に對する認可又は不認可の處分の日までも、また同項と同様である。

第四十六條 北海道舊土人保護法の一部を次のやうに改正する。  
第四條乃至第六條 削除  
第八條中「第四條乃至前條」を「前三條」に改める。  
第四十七條 罹災救助基金法の一部を次のやうに改正する。

第十五條ノ二中「救護法施行」を「生活保護法施行」に改める。

生活保護法施行令（昭和二十一年九月十九日勅令第四百三十九號）

第一條 民生委員は、保護に關して必要な調査をしな  
ければならない。

民生委員は、保護を受ける者について、市町村長  
(東京都の區のある區域においては東京都長官とす  
る。以下同じ。)にその狀況を通知し、且つ、必要な  
保護の種類、程度若しくは方法又は保護の廢止、停  
止若しくは變更に關して意見を具申しなければなら  
ない。

第二條 生活扶助は、金錢又は物品の給與によつてこ  
れを行ふ。

第三條 生活扶助のため給與する金錢又は物品は、一  
箇月分以内を限度としてこれを前渡しする。

保護の廢止、停止又は變更の場合において、保護  
を受ける者が已むを得ない事由により前渡しした金  
錢又は物品を費用し、又は喪失し、且つ返還の資力  
がないときは、これを返還させないことができる。

保護の廢止、停止又は變更の場合において、前渡  
した金錢又は物品中返還させなければならぬもの  
については、これに相當する額を後に給與するも  
のから減ずることができる。

第四條 醫療の範圍は、左の通りとする。

- 一 診療
- 二 藥劑又は治療材料の支給
- 三 處置、手術その他の治療
- 四 看護

第五條 助産の範圍は、左の通りとする。

- 一 分娩の介助
- 二 分娩前及び分娩後の處置
- 三 看護

第六條 醫療又は助産は、保護施設、厚生大臣の指定  
した醫療施設又は市町村長の指定した醫師、齒科醫  
師若しくは産婆についてこれを受けさせる。但し、  
急迫した事情がある場合においては、市町村長の指  
定しない醫師、齒科醫師又は産婆についてこれを受  
けさせることができる。

第七條 醫師又は齒科醫師が處方箋を交付したとき  
は、市町村長の指定した藥劑師について藥劑を受け  
させる。

第八條 生業扶助は、生業に必要な資金、器具若しく  
は資料の給與若しくは貸與をなし、又は生業に必要  
な技能を受けることによつてこれを行ふ。

第九條 葬祭扶助は、葬祭に必要な金錢の給與又は器  
具の給與若しくは貸與によつてこれを行ふ。

第十條 保護のため支出する費用、生活保護法第十七  
條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭  
のため支出する費用の程度は、厚生大臣の認可を受  
け、地方長官が、これを定める。

第十一條 保護のため保護を受ける者の移送をなした  
場合においては、その實費を支出することができる。

第十二條 生活保護法第十五條の規定により市町村長  
又はその指定した者が後見人の職務を行ふ場合にお  
いては、後見監督人及び親族會の職務權限は、その  
市町村長がこれを行ふ。

第十三條 都道府縣が設置した保護施設及び生活保護  
法第七條の規定により市町村又は市町村以外の者が  
設置した保護施設の事務費についての市町村又は都  
道府縣の負擔は、各年度におけるその施設の事務費

の額から、その費用のための寄附金その他の収入の  
額を控除した精算額を、その施設において保護又は  
援護を受ける者の延人員数を標準として按分負擔す  
る。

前項の規定により控除しなければならない金額が  
その年度における事務費の額を超過した場合におい  
ては、その超過額は、後年度における支出額からこ  
れを控除する。

保護施設が他の目的に利用された場合において  
は、第一項の精算額は、保護又は援護のため利用さ  
れた程度を標準としてこれを定める。

第十四條 生活保護法第七條の規定により市町村又は  
市町村以外の者が設置した保護施設の設備に要する  
費用に對する都道府縣の補助は、保護施設の創設  
費、改良費、擴張費、修理費及びこれに伴ふ初年度調  
辨費の合計額から、その費用のための寄附金その他  
の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。

保護施設が他の目的に利用される場合において  
は、前項の精算額は、保護又は援護のため利用され  
る程度を標準としてこれを定める。

第十五條 生活保護法第二十三條の規定により市町村  
が負擔した費用に對する都道府縣の補助は、各年度  
において市町村が民生委員に關して支出した費用の  
額から、その年度におけるその費用のための寄附金  
その他の収入の額を控除した精算額に對してこれ  
を行ふ。

第十六條 生活保護法第十八條第一項、第十九條、第  
二十條、第二十一條の規定は、前項の場合にこれを準  
用する。

第十七條 生活保護法第十八條第一項、第十九條、第  
二十條、第二十一條の規定は、前項の場合にこれを準  
用する。

第十八條 生活保護法第十八條第一項、第十九條、第  
二十條、第二十一條の規定は、前項の場合にこれを準  
用する。

二十二條及び第二十四條の規定により市町村が負擔した費用に對する都道府縣の補助は、各年度において市町村が保護に要した費用、葬祭費として支出した費用、葬祭に要した費用及び保護施設の事務費として支出した費用の合計額から、その年度において生活保護法第三十二條乃至第三十五條の規定により徴收し、償還させ又は充當した金額及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。

第十三條第二項の規定は、前項の場合これを準用する。

第十七條 前三條の規定は、國庫の補助について、これを準用する。

第十八條 生活保護法第二十六條の規定により都道府縣が負擔した費用に對する國庫の補助は、生活保護法第七條第二項の規定により市町村以外の者の設置した保護施設の設備に要する費用に對する都道府縣の補助費の額から、その補助費のための寄附金その他の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。

第十九條 生活保護法第二十六條乃至第三十一條の規定による都道府縣及び國庫の補助金の額は、第十四條乃至前條の場合における控除額にこれを算入しない。

第二十條 第十四條乃至前條の規定により交付した都道府縣及び國庫の補助金は、左に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができ

一 保護施設が生活保護法若しくは同法に基いて發

する命令又はこれに基いてなす處分に違反したとき

二 保護施設の事業の全部若しくは一部を廢止し、又は當初豫定した目的以外の用途に利用するやうになつたとき

三 補助金交付の條件に違反したとき

四 詐偽の手段を以て補助金の交付を受けたとき

第二十一條 保護を受ける者が收容保護を受け、又は保護施設において宿所の提供を受けるときは、生活

保護法第十八條第一項及び第十九條の期間計算については、收容又は宿泊の期間は、收容され、又は宿所の提供を受けるやうになつた時までの居住地における居住の期間とする。

第二十二條 この勅令中、町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者に、これを適用する。

附則

第二十三條 この勅令は、生活保護法施行の日から、これを施行する。

第二十四條 この法律施行の際厚生大臣の指定した保護事業の保護を受けてゐる者が引き続き生活保護法による保護を設けるときは、同法第十八條第一項及び第十九條の期間計算については、當該保護事業の保護を受けてゐる期間は、その保護を受けるやうになつた時までの居住地における居住の期間とする。

第二十五條 救護法施行令、軍事扶助法施行令、母子保護法施行令、醫療保護法施行令及び戰時災害保護法施行令は、これを廢止する。

第二十六條 昭和十三年勅令第四百四十五條の一部を次のやうに改正する。

第二條第一號中「救護法、母子保護法」を「生活保護法」に改め、同條第二號を削除する。

第二十七條 昭和二十年勅令第五百六十六號の一部を次のやうに改正する。

附則第三項を削る。

生活保護法施行規則

(昭和二十一年九月二十日 厚生省令第三十八號)

第一條 生活保護法第六條の授護とは、左のものをいふ。

一 宿所を提供する事業

二 託兒事業

三 授産事業

第二條 生活保護法第七條の規定による認可申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名稱、種類及び位置

二 建物その他設備の規模、構造

三 事業經營の方法及び收支豫算

四 事業開始の豫定日

五 設備に要する經費

生活保護法第七條第二項の規定による認可申請書には、左の事項を記載した書類を添附しなければならない。

一 設置する者の履歴及び資産狀況

二 法人又は團體においては定款、寄附行爲その他の規約

第三條 保護施設を設置した者がその事業を開始したときは、直ちにその旨を地方長官に届出でなければ

ならない。

ならない。

第四條 保護施設を設置した者がその管理規則を設けたときは、これを地方長官に届出でなければならぬ。その者がこれを變更したときも同じである。

第五條 保護施設を設置した者が、これを廢止しようとするときは、左の事項を記載して地方長官の許可を受けなければならない。

一 廢止の事由

二 保護又は援護を受ける者の處置

三 財産の處分

第六條 地方長官は、保護施設から必要な報告を提出させ、又はその設備、事業若しくは會社の状況を調査することができる。

第七條 生活保護法第十四條の規定による作業は、保護を受ける者の能力に應じたものでなければならぬ。

地方長官は、必要を認めるときは、前項の作業を制限し又は禁止することができる。

第八條 保護の申請は、左の事項を記載して本人又は親族その他の縁故者がこれをなさなければならぬ。

い。

一 保護を必要とする者の氏名、生年月日及び職業

二 居住地及び居住期間又は現在地

三 保護を必要とする事由

市町村長（東京都の區のある區域においては東京都長官とする。以下同じ。）が必要と認めるときは、前項の規定による申請がない場合と雖も保護を行はなければならない。

第九條 左の場合においては、保護を受ける者（收容

保護を受ける者を除く）は、直ちにその旨を市町村長に届出でなければならぬ。

一 居住地又は現在地に異動があつたとき

二 世帯の構成に異動があつたとき、又は收支の状況に著しい異論があつたとき

三 保護を必要とする事由が消滅したとき

保護を受ける者が死亡したときは、同じ世帯にある者は、直ちにその旨を市町村長に届出でなければならぬ。

第十條 市町村長は、保護を受ける者の收容の委託を受けた者から、必要な報告を提出させ、又はその状況を視察することができる。

第十一條 左の場合においては、保護を受ける者の收容の委託を受けた者は、直ちにその旨を市町村長に提出でなければならぬ。

一 保護を受ける者が死亡したとき

二 保護を受ける者が生活保護法第二條又は同法第三十六條各號の一に該當すると認められたとき

三 前二號に掲げる場合の外保護の廢止、停止は變更を要すると認められたとき

第十二條 市町村長は、その指定した醫師、歯科醫師、藥劑師又は産婆から必要な報告を提出させることができる。

第十三條 生活保護法第十七條第一項の規定による葬費支給の申請書には、左の事項を記載し、且つ葬費の額を證する書類を添附しなければならない。

一 死亡者の氏名

二 死亡及び葬祭の年月日

三 葬祭費の額

四 死亡者との續柄

第十四條 都道府縣又は市町村が保護の費用を徴収する場合においては、その費用の計算書を添へ、納付することを要する金額及びその期限を指定しなければならない。

第十五條 生活保護法第三十五條の規定により、市町村長が遺留物品を賣却する場合には、これを競争入札に附さなければならない。

有價證券及び見積價格百圓未満の物品は、競争入札に附さないで賣却することができる。前項の規定により競争入札に附しても落札者がなかつたときも同じである。

第十六條 この省令中町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は町村長に準ずる者にこれを適用する。

附則

第十七條 この省令は、生活保護法施行の日から、これを施行する。

第十八條 救護法施行規則、母子保護法施行規則、醫療保護法施行規則及び戰時災害保護法施行規則は、これを廢止する。

第十九條 昭和二十年厚生、陸軍、海軍、文部省令第一號の一部を次のやうに改正する。  
附則第二項を削る。

### 兒童福祉法の制定

政府は次の世代を担当すべき兒童の保護の徹底を期するため、二十二年十二月十二日法律第六十四號を